

住民税の申告会場変更のお知らせ

平成24年分の所得の申告は、本庁舎移転にともない本庁舎での会場が『すこやかセンター伊野』に変更となります。

申告期間 2月12日(火)~3月15日(金)

※吾北・本川総合支所の申告会場は変更ありません。なお、詳細については、広報2月号に掲載を予定しています。



年金受給者の皆さんへ大切なお知らせです

次の①の方で②に該当する方は、所得税の確定申告(提出・納税)が不要です。

- ①公的年金等の**収入金額**の合計額が、**400万円以下**
- ②公的年金等に係る雑所得以外の**所得金額**が、**20万円以下**

ただし、所得税の還付を受けられる方や、確定申告書を提出することが要件とされている特例(株式等の損失の翌年移行への繰り越しなど)を受けられる方は、**確定申告書の提出が必要**です。

※所得税の確定申告書を提出しない場合であっても、住民税の申告は必要です。

問い合わせ 税務課 ☎ 893-1118

お知らせ

要介護認定者の障害者控除について

身体障害者手帳などの交付の有無にかかわらず、基準日(前年の12月31日)において、介護保険の要介護認定(要介護1から5)を受けられた65歳以上で、一定の基準に該当する方は住民税・所得税の障害者控除を受けることができます。

控除を受けられる方は、ほけん福祉課へ申請してください。該当者には認定書を発行しますので、所得の申告の際に認定書を提示してください。

■申請時に持参するもの
印鑑・介護保険被保険者証

■申請場所・問い合わせ

ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)

☎ 893-3810

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2114